

株式会社アイソネットライン

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2019年6月3日現在

内容	活動報告
(1) 輸送の安全に関する基本方針	2018年6月18日改定(別紙参照)
(2) 輸送の安全に関する目標	<p>2019年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する。</p> <p>1. 関係法令等の遵守 (1) 運輸安全マネジメント要求事項に対し、関係法令等を常時遵守する管理体制を確立する。 (2) 積極的な運転者の採用活動により、改善基準告示違反の防止に取り組み、更に運転者の定着率向上施策を推進する。 (3) 重大事故の原因となる睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査を定期的を実施する。簡易検査が必要とされた者及び既に治療中の者は継続して適切な処置を行なう。 (4) 残留アルコール検出者の根絶に向けた有効な教育を定期的に継続して実施する。 (5) 貨物自動車輸送事業者が、運転者に対して行なう指導及び監督の指針に関する教育実施により、法的要求事項を満たし、安全スキルの高い選任運転者を育成する。</p> <p>2. 輸送の安全の確保 (1) 第一当事者での自動車事故報告書提出義務に該当する事故を発生させない。 (2) 2008年度より有責事故を半減させる。(2019年3月末実績対比) ※2018年度35件 ⇒ 50%以上削減 17件以下 (3) 2008年度より業務労災事故を半減させる。(2019年3月末実績対比) ※2018年度4件 ⇒ 50%以上削減 2件以下 (4) 2008年度より通勤労災事故を半減させる。(2019年3月末実績対比) ※2018年度1件 ⇒ 50%以上削減 0件 (5) 運行管理者はドライブレコーダー映像の解析力を向上させ、運転者の危険動作に繋がる(習慣・癖)の改善指導を、運転者個々の特性に合わせ継続的に実施する。 (6) 運行管理者は現場で発生したヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、実効性のある予防処置・是正処置を計画し、実行し、評価し、改善を機能させ事故防止に取り組むこと。 (7) 営業所長は、2019年度安全重点指導項目を確実に指導し理解させ実践させること。 ※コンプライアンス推進担当者は、部署巡回時に教育実施状況及び従業員の実践状況を確認し、コンプライアンス推進担当者会議にて報告する。 (8) 営業所長は運行管理者・運転者を、安全管理部の指示による社内・社外研修に必ず参加させ、事故防止に取り組む。 (9) 優良添乗指導員を事業会社(営業所)全てに配置する。</p>
(3) 自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計	
(4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	別紙参照
(5) 輸送の安全に関する重点施策	<p>輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。</p> <p>1. 営業所長、本社スタッフは、輸送の安全に関する基本方針(第3条参照)に基づき、次に掲げる事項を行う。 (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。 (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的にかつ効率的に行うよう努めること。 (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要は是正処置又は予防処置を講ずること。 (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。 (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。</p> <p>2. グループ間で密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>3. 外注先を利用する場合には、外注先の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、外注先と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、外注先の輸送の安全の向上に協力するよう努める。</p>
(6) 輸送の安全に関する計画	<p>2019年度 教育訓練計画は以下の通り実施する。(名譽運輸株式会社 安全管理部主催)</p> <p>【管理者教育】 運行管理者教育(コンプライアンス推進担当者会議にて) 整備管理者教育(コンプライアンス推進担当者会議にて) 運行管理者実務研修(講師:社内担当者 インターリスク総研)</p> <p>【安全実技研修】 新人研修(講師:社内担当者 C&FロジHD本社にて) 事故速報者教育(講師:社内担当者 C&FロジHD本社にて) 乗務員安全研修(交通教育センター レインボー埼玉、浜名湖にて) 添乗指導員養成研修(交通教育センター レインボー埼玉、浜名湖にて) 安全運転管理研修(日野自動車 お客様テクニカルセンターにて)</p> <p>【安全研修】 乗務員安全研修(講師:社内担当者 関東・東海のエリア別に開催)</p> <p>【部署内教育】 各部署で実施</p> <p>【その他研修】 アイソネットライン本社主催による運行管理者自覚研修(外部講師:プロデュープ他)</p>
(7) 事故、災害等に関する報告連絡体制	<p>事故・災害等に関する報告連絡体制を以下の通り定める。</p> <p>1. 営業所長は、事故・災害等に関する報告を「自動車事故報告書:様式1」「労災事故報告書:様式1」にて社長、名譽運輸及び社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。</p> <p>2. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、前項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。</p> <p>3. 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号 運行管理規程参照)に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。</p> <p>4. 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制の詳細を「運行管理規程」に定める。</p> <p>5. 事故・災害等に対する再発防止については第24条に基づき実施する。</p>
(8) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	<p>輸送の安全に関する教育・訓練について以下の通り定める。</p> <p>教育・訓練の具体的な計画を策定し、着実に実施する。</p> <p>1. 運転者に対する法で定められた教育</p> <p>2. 添乗指導 (1) 新規採用時⇒ 選任見極め後1か月以内に1回目、その後3か月目に2回目、6か月目に3回目、12か月目に4回目を実施する。 (2) 事故発生時⇒ 再選任見極め後1か月以内に1回目、その後3か月目に2回目、6か月目に3回目、12か月目に4回目を実施する。 (3) 3年以内添乗指導⇒ 毎年1回実施する。 (4) 50歳以上⇒ 毎年1回実施する。 (5) 一般運転者⇒ 2年に1回以上実施する。 いずれも予め計画を立てて実施する。</p> <p>3. 新規採用者教育</p> <p>4. 事故発生者教育</p> <p>5. 適性診断(法定以外は一一般運転者に対して3年に1回以上実施する。) (1) 一般診断 (2) O式安全性テスト (3) 運転シミュレーターマシンを使用した診断 等</p> <p>6. 危険予知訓練</p> <p>7. 個人面談</p> <p>8. 普通救命講習</p> <p>9. 運転記録証明</p> <p>10. その他の教育・訓練</p> <p>各部署長は、輸送の安全に関する教育・訓練の記録を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。</p>
(9) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	<p>2018年度(4月-3月)の内部監査結果 監査実施部署数=9部署</p> <p>上記を踏まえた措置内容 内部監査による改善事項=11件</p>
(10) 輸送の安全に関する予算等の実績額	<p>【平成30年度実績】 自社車両46台に対しデジタルタコグラフを予算外で装着。 合計費用13,742千円</p>
(11) 安全統括管理者 安全管理規程	<p>【安全統括管理者】 取締役 長澤 義明</p> <p>【安全管理規程】 別紙参照(平成28年5月1日改定 第二版)</p>